

愛知県刈谷児童相談センター

# 事業概要

令和3年度版(令和2年度実績)

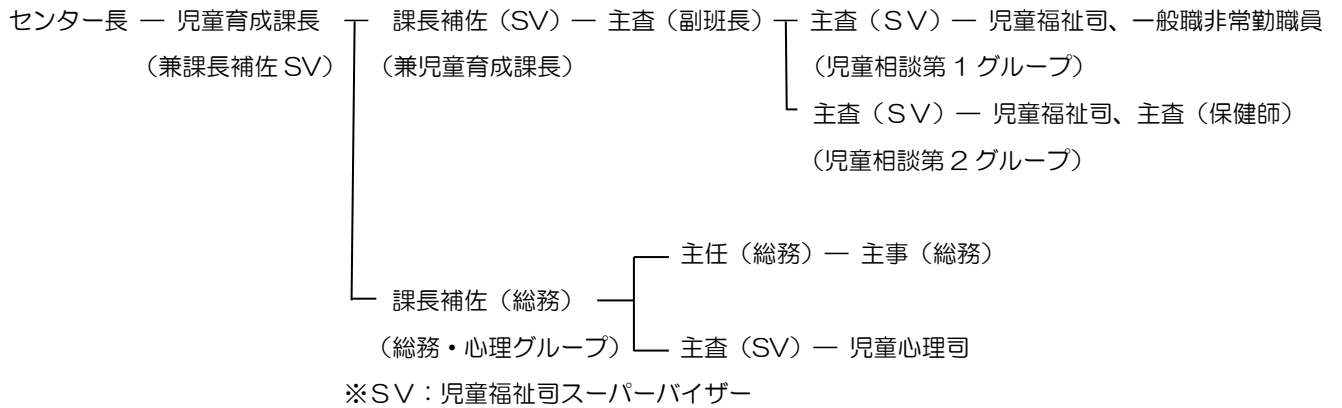


# 目 次

1	機構、職員配置状況および管轄区域	
(1)	機構	1
(2)	職員配置	1
(3)	管轄区域	1
2	業務のあらまし	2
3	相談の種類と主な内容	3
4	全体の概要について	
(1)	受付件数	4
(2)	対応状況（電話相談を除く）	4
(3)	受付件数と対応延べ件数	5
5	養護相談について	5
6	虐待相談について	
(1)	対応件数の状況	6
(2)	児童福祉法第28条、第33条の7による申立ての状況	7
7	非行相談について	
(1)	受付件数の状況	8
(2)	対応状況	8
8	要保護児童対策地域協議会設置状況について	
(1)	要保護児童対策地域協議会設置状況	9
(2)	虐待・要支援ケース把握数	9
9	資 料	
(1)	管内の人口と関係機関数	10
(2)	市別・相談種類別受付件数	10

# 1 機構、職員配置状況及び管轄区域

## (1) 機構



## (2) 職員配置

令和3年4月1日現在

センター長	児童育成課長(SV)	課長補佐(総務)	主査(副班長)	主査(SV)	主査(保健師)	主任・主事(総務)	児童福祉司	児童心理司	一般職非常勤職員	合計
1	1	1	1	3	1	2	15	8	1	34

## (3) 管轄区域

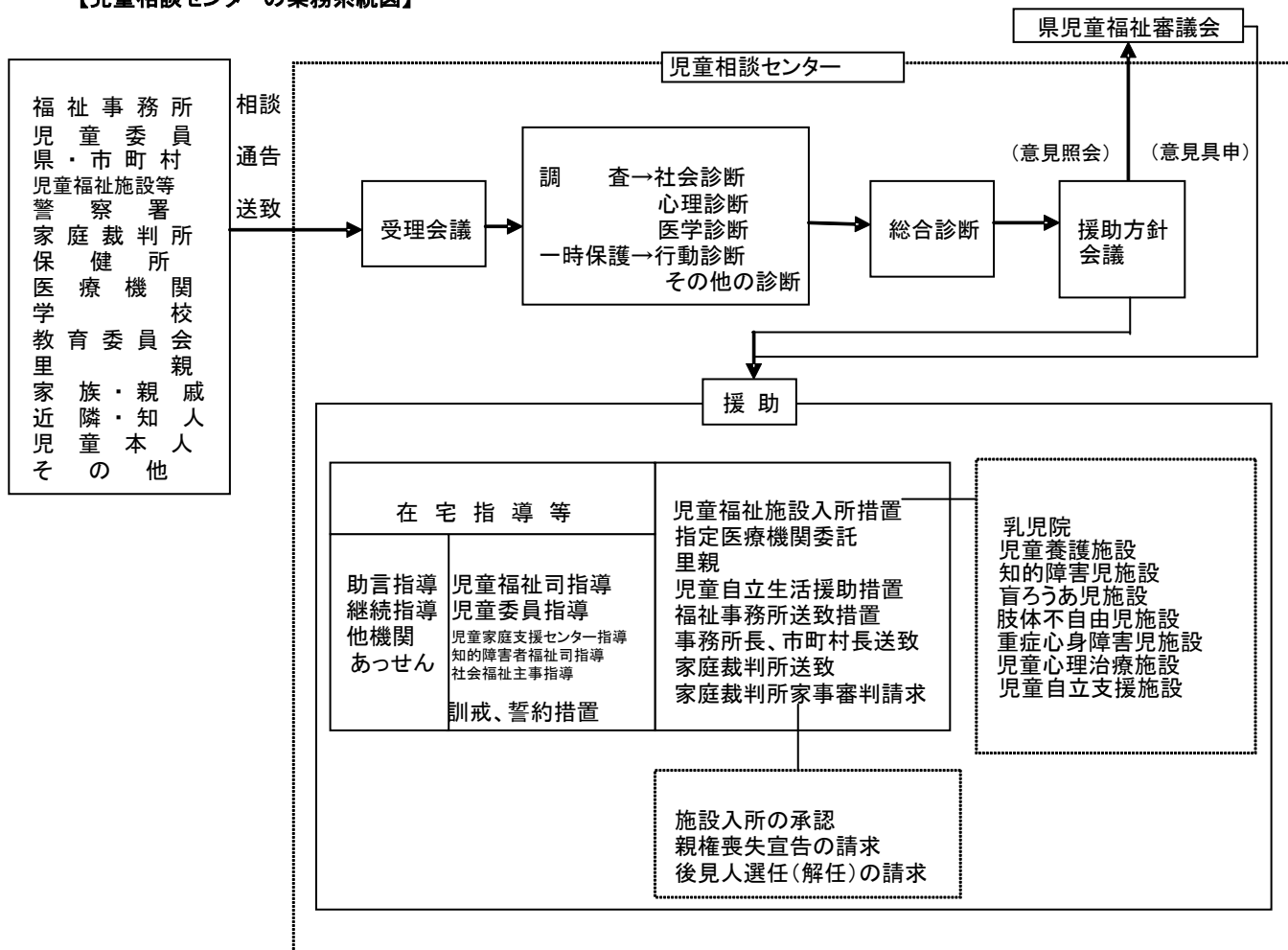
碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市

## 2 業務のあらまし

児童相談センターは、児童福祉法第12条に規定される「児童相談所」業務を行っており、児童福祉のための専門機関として、主として次の業務を行っている。

- (1) 市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- (2) 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。
- (3) 児童及びその家庭について、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、必要な指導を行うこと。
- (4) 児童を児童福祉施設等に入所させ、または里親に委託して、その福祉を図ること。
- (5) 児童の一時保護を行い、また適当な者に一時保護を委託すること。
- (6) 地域における各機関が一体的な活動を行えるよう関係機関のネットワーク化を推進すること。
- (7) 児童の親権者が、その親権を濫用し、又は著しく不行跡であるときは、親権喪失宣告の請求を行うこと。また、必要があるときは、後見人の選任及び解任の請求を行うこと。

【児童相談センターの業務系統図】



### 3 相談の種類と主な内容

大分類	相談の種類	内 容
養護相談	児童虐待相談	<p>児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談。</p> <p>(1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行</p> <p>(2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要</p> <p>(3) 心理的虐待 暴言や差別などの心理的外傷を与える行為</p> <p>(4) 保護の怠慢・拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児</p>
	その他の相談	父又は母等保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等児童虐待相談以外の環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談。
保健相談	保健相談	未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する児童に関する相談。
障害相談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談。
	言語発達障害等相談	<p>構音障害、吃語、失語等音声や言語の機能障害をもつ児童、言語発達遅滞、学習障害、注意欠陥多動性障害を有する児童等に関する相談。</p> <p>ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合はそれぞれのところに入れる。</p>
	重症心身障害相談	重症心身障害児（者）に関する相談。
	知的障害相談	知的障害児に関する相談。
	発達障害相談	自閉症スペクトラム、学習障害、注意欠如多動性障害等の児童に関する相談。
非行相談	ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、もしくは飲酒、喫煙等の問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、又は触法行為があったと史料されても警察署から法第25条による通告のない児童に関する相談。
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている児童に関する相談。
育成相談	性格行動相談	児童の人格の発達上問題となる反抗、友だちと遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格若しくは行動上の問題を有する児童に関する相談。
	不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある児童に関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合には、それぞれのところに入れる。
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談。
その他の相談		上記のいずれにも該当しない相談。

## 4 全体の概要について

令和2年度の相談件数は1928件で前年度（2138件）と比較し減少しているが、虐待に関する相談は増え続けている。相談別では、養護相談が全体の56.6%、障害相談が37.4%を示し、2種別で全体の9割以上を占めている。

### (1) 受付件数

単位：件

区分	30年度	令和元年度	令和2年度							
	計	計	碧南市	刈谷市	安城市	知立市	高浜市	管外	計	%
養護	1,023	1,250	117	304	340	194	107	30	1,092	56.6%
虐待（再掲）	443	529	69	172	150	96	61	8	556	（再掲） 28.8%
保健	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0%
障害	694	745	129	160	236	114	80	3	722	37.4%
非行	34	29	2	4	9	1	5	0	21	1.1%
育成	96	112	10	24	29	16	6	6	91	4.7%
その他	4	0	1	0	1	0	0	0	2	0.1%
合計	1,852	2,138	259	492	615	325	198	39	1,928	100%

### (2) 対応状況（電話相談を除く）

単位：件

区分	当年度受付	面接指導	訓戒・誓約	児童福祉司指導	児童福祉施設入所	指定医療機関委託	里親委託	市町村送致	家裁送致	その他	当年度処理計
養護	1,092	994	0	5	33	1	4	31	0	19	1,087
虐待（再掲）	556	514	0	2	6	0	0	27	0	5	（再掲） 554
保健	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
障害	722	704	0	0	1	0	0	0	0	19	724
非行	21	7	8	5	1	0	0	0	0	2	23
育成	91	90	0	0	0	0	0	2	0	0	92
その他	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
合計	1,928	1,797	8	10	35	1	8	33	0	40	1,928

## (3) 受付件数と対応延べ件数

単位：件

相談種別	養護 (その他)	養護 (虐待)	非行	障害	育成	その他	合計
受付件数	536	556	21	722	91	2	1,928
%	27.8%	28.8%	1.1%	37.4%	4.7%	0.1%	100%
対応延べ件数	14,443	12,275	543	2,276	665	2	30,204
%	47.8%	40.6%	1.8%	7.5%	2.2%	0.0%	100%
1件あたり対 応延べ件数	26.9	22.1	25.9	3.2	7.3	1.0	平均 15.7

## 5 養護相談について

養護相談・・・父又は母等保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、被虐待児、親権を喪失した親の子、後見人を持たない児童等、環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談

## 理由別対応件数の推移

単位：件

区 分	30年 度	元年度	2年度							計
			碧南市	刈谷市	安城市	知立市	高浜市	管外		
家 出 (失踪を含む)	6	4	0	1	0	0	1	1	3	
死 亡	3	4	0	0	1	1	0	0	2	
離 婚	3	5	1	1	3	0	0	0	5	
疾 病 (入院を含む)	33	13	3	7	12	7	7	1	37	
家庭環境	虐 待 (棄児を含む)	530	449	65	170	154	98	59	8	554
	そ の 他	694	484	39	115	158	79	40	16	447
そ の 他	38	26	6	10	11	7	0	5	39	
計	1,016	1,276	114	304	339	192	107	31	1,087	

(注) 件数は各年度内に処理した件数であり、受付件数とは異なる。

## 6 虐待相談について

### (1) 対応件数の状況

#### ア 経路別対応件数

単位：件

区分	県・市町村			児童福祉施設	警察	里親	学校等	医療機関	家族・親戚	近隣・知人	本人	その他	合計
	福祉事務所等	児童相談所	その他										
件数	18	14	10	5	432	0	0	9	15	44	3	4	554
%	3.2%	2.5%	1.8%	0.9%	78.0%	0%	0%	1.6%	2.7%	7.9%	0.5%	0.7%	100%

(注)「県・市町村 福祉事務所等」・・・福祉事務所、児童委員

「県・市町村 その他」・・・保健センター、町村、他児相(県内)

「施設・指定医療機関等」・・・児童福祉施設(保育所含む)、旧国立療養所

#### イ 主な虐待者

単位：件

区分	父		母		その他	合計
	実父	実父以外の父	実母	実母以外の母		
件数	267	34	239	2	12	554
%	48.2%	6.1%	43.1%	0.4%	2.2%	100%
	54.3%		43.5%			

#### ウ 被虐待児の状況

単位：件

区分	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	合計	(%)
3歳未満	10	10	0	79	99	17.9%
3歳～6歳	24	11	0	83	118	21.3%
7歳～12歳	47	27	5	152	231	41.7%
13歳～15歳	26	11	1	38	76	13.7%
16歳以上	8	4	0	18	30	5.4%
合計	115	63	6	370	554	100%
(%)	20.7%	11.4%	1.1%	66.8%		

(注) 1「身体的虐待」・・・殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど。

2「ネグレクト」・・・乳幼児を家に残したまま外出する、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、保護者以外の同居人や自宅に出入りする第三者による虐待を放置するなど。

3「性的虐待」・・・性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど。

4「心理的虐待」・・・言葉による脅し、無視、兄弟間差別的扱い、子どもの前で配偶者やその他の家族などに対し暴力をふるう、子どものきょうだいに1～4の行為を行うなど。



工 対応状況

単位：件

区分	当年度 受付	面接指導			児童福 祉司指 導	児童福 祉施設 入所	指定医 療機関 委託	里親委 託	市町村 送致	その他	当年度 処理計
		助言 指導	継続 指導	他機関 斡旋							
件数	556	482	32	0	2	6	0	0	27	5	554
%	-	87.0%	5.8%	0%	0.4%	1.1%	0%	0%	4.9%	0.9%	100%

才 児童福祉施設への入所状況

単位：件

区分	児童養護 施設	乳児院	児童自立 支援施設	児童心理治療 施設	その他 の施設	合計
件数	5	1	0	0	0	6
%	83.3%	16.7%	0%	0%	0%	100%

力 一時保護の状況

単位：件

区分	元年度		2年度	
	受付計	うち、一時保護を 実施したもの	受付計	うち、一時保護を 実施したもの
件数	529	162	556	133
%	100%	30.6%	100%	23.9%

キ 児童虐待防止法関係

単位：件

区分	安全確認	出頭要求	立入調査	再出頭要求	臨検・ 搜索	援助要請	保護者・ 指導勧告	全部制限	面会制限	通信制限	住所情報の 制限	接近禁止命令
件数	554	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 児童福祉法第28条、第33条の7による申立ての状況

第28条申立
0件

親権者の意に反して施設入所等の措置を行う場合の、家庭裁判所による措置の承認を求める申立

第33条の7申立
1件

親権喪失、親権停止宣告の請求申立

## 7 非行相談について

〳犯行為等相談・・・虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等の〳犯行為、問題行動のある児童、警察署から〳犯少年として通告のあった児童、又は触法行為があったと思われても警察署から児童福祉法第25条による通告のない児童に関する相談。  
 触法行為等相談・・・触法行為があったとして、警察署から児童福祉法第25条による通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談。  
 受け付けた時には通告がなくとも、調査の結果、通告が予定されている児童に関する相談についてもこれに該当する。

### (1) 受付件数の状況

#### ア 相談件数

単位：件

	30年度	元年度	2年度
〳犯行為等相談	16	6	7
触法行為等相談	18	23	14
合計	34	29	21

#### イ 年齢別件数

単位：件

	0 〳6 歳	7 歳	8 歳	9 歳	10 歳	11 歳	12 歳	13 歳	14 歳	15 歳	16 歳	17 歳	18 歳	合計
〳犯行為等相談	0	0	0	0	0	0	2	1	0	1	0	3	0	7
触法行為等相談	0	0	1	0	0	1	2	6	4	0	0	0	0	14
合計	0	0	1	0	0	1	4	7	4	1	0	3	0	21

### (2) 対応状況

単位：件

	2年度 受付	面接 指導	訓 戒・ 誓約	児童 福祉 司指 導	児童 福祉 施設 入所	指定医 療機 関 委託	里親 委託	家裁 送致	その他	合計
〳犯行為等相談	7	7	0	0	0	0	0	0	0	7
触法行為等相談	14	0	8	5	1	0	0	0	2	16
合計	21	7	8	5	1	0	0	0	0	23

## 8 要保護児童対策地域協議会設置状況について

### (1) 要保護児童対策地域協議会設置状況

平成 16 年の児童福祉法改正により、虐待を受けた児童などに対する市町村の体制強化を図るため、関係機関が連携を図り児童虐待等への対応を行なう「要保護児童対策地域協議会」が設置されています。平成 20 年児童福祉法改正により、対象は要保護児童、要支援児童及びその保護者、特定妊婦まで拡大されました。

管内では下表のとおり協議会が設置されています。

市名	現 況
碧南市	平成 15 年 7 月 3 日「子ども虐待防止ネットワーク・へきなん協議会」を設置。 平成 17 年 7 月 1 日「碧南市要保護児童対策地域協議会」を設置。 事務局はこども課。年 1 回代表者会議、毎月実務担当者連絡会議を開催。
刈谷市	平成 14 年 7 月 1 日「刈谷市児童虐待防止協議会」を設置。 平成 17 年 10 月 1 日「刈谷市要保護児童対策地域協議会」を設置。 平成 20 年 4 月 1 日「刈谷市要保護者対策地域協議会」を設置。児童部会、高齢者部会、障害者部会、DV 被害者部会（平成 24 年 4 月 1 日）の 4 つの部会で構成。 児童部会の事務局は子育て推進課。年 1 回代表者会議、毎月実務者会議を開催。
安城市	平成 16 年 10 月 1 日「安城市児童虐待防止協議会」を設置。 平成 17 年 10 月 1 日「安城市要保護児童対策地域協議会」を設置。 平成 20 年 4 月 1 日「安城市虐待等防止地域協議会」に名称変更。児童部会、高齢者部会、障害者部会、DV 部会の 4 部会で構成。 児童部会の事務局は子育て支援課。年 3 回代表者会議、毎月実務者会議を開催。
知立市	平成 15 年 7 月 1 日「知立市児童虐待防止ネットワーク協議会」を設置。 平成 19 年 4 月 1 日「知立市要保護児童対策ネットワーク協議会」を設置。 平成 28 年 4 月 1 日「知立市虐待等防止ネットワーク協議会」を設置。 年 1 回代表者会議、毎月実務者会議を開催。
高浜市	平成 16 年 7 月 1 日「高浜市虐待防止ネットワーク協議会」を設置。 平成 18 年 4 月 1 日「高浜市要保護者対策地域協議会」を設置。 年 1 回代表者会議、毎月要保護児童対策実務者会議を開催。実務者会議は児童・高齢者・障害者の 3 会議で構成。

### (2) 虐待・要支援ケース把握数（令和 3 年 4 月末現在）

単位：件

市名	市管理ケース		児相管理ケース		その他の機関による 管理ケース	合計
	要保護	要支援	施設措置	在宅継続		
碧南市	0	34	9	5	2	50
刈谷市	2	12	36	5	1	56
安城市	4	13	71	2	-	90
知立市	0	18	34	2	-	54
高浜市	0	14	23	2	-	39

## 9 資料

### (1) 管内の人口と関係機関数

#### <資料1> 管内の人口と関係機関数

単位：人

	人口 (人)	保育所 (所)	幼稚園 (園)	認定 子ども 園 (園)	小学校 (校)	中学校 (校)	特別支 援学校 (校)	家庭相談 員(人)	民生委員 (人)	主任児童 委員 (人)
碧南市	73,180	13	5	2	7	5	0	4	115	12
刈谷市	153,259	20	2	15	15	6	1	2	160	12
安城市	188,568	34	6	9	21	8	1	3	226	21
知立市	71,783	14	4	1	7	3	0	3	108	6
高浜市	48,860	7	3	4	5	2	0	2	51	3
計	535,650	88	20	31	55	24	2	14	660	54

(注) 令和3年4月1日現在

### (2) 市別・相談種類別受付件数(令和2年度実績)

単位：件

区 分	養護相談		保 健	障害相談						非行相談		育成相談				そ の 他	計
	児童虐待	そ の 他		肢 体 不 自 由	視 聴 覚	言 語 発 達	重 症 心 身	知 的 障 害	発 達 障 害	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 ・ し つ け		
碧南市	69	48	0	2	0	0	4	109	14	0	2	3	0	5	2	1	259
刈谷市	172	132	0	4	0	0	11	142	3	2	2	8	1	13	2	0	492
安城市	150	190	0	7	0	0	10	211	8	5	4	20	3	2	4	1	615
知立市	96	98	0	0	0	0	6	104	4	0	1	9	1	3	3	0	325
高浜市	61	46	0	0	0	0	2	76	2	0	5	3	0	3	0	0	198
管外	8	22	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	1	0	2	0	39
計	556	536	0	13	0	0	33	645	31	7	14	46	6	26	13	2	1,928